

第 11 回日本骨免疫学会
利益相反 (COI) に関する指針

【利益相反ありの基準】

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額： 1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上ある場合。
2. 株の保有のその株式から得られる利益（最近 1 年間の本株式による利益）：1 つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上のもの、あるいは当該株式の 5% 以上を所有する場合。
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬：1 つの特許使用料が年間 100 万円以上の場合。
4. 企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）：一つの企業・団体からの講演料が年間合計 50 万円以上の場合。
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料：1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合。
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費：1 つの臨床研究（治験、共同研究、守秘義務契約のない受託研究など）に対して支払われた総額が年間 100 万円以上の場合。
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄付金：1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または総額が年間 100 万円以上の場合。
8. 企業などが提供する寄付講座：企業などからの寄付講座に所属している場合。
9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）：1 つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上の場合。